信用保証委託契約変更契約書（連帯保証人の加入・脱退）

年　　月　　日

広島県信用保証協会　御中
（委託者、連帯保証人欄は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います。）

委託者	本社または住所	
	法　人　名	(フリガナ)
	氏名または代表者名	(フリガナ) ㊞
新連帯保証人	住　所	
	氏　名	(フリガナ) ㊞
連帯保証人	住　所	
	氏　名	(フリガナ) ㊞
連帯保証人	住　所	
	氏　名	(フリガナ) ㊞
連帯保証人	住　所	
	氏　名	(フリガナ) ㊞

【信用保証委託契約書第１条の借入要項による借入金債務の明細】

金融機関名	（　　支店）
借入（割引）年月日	年　　月　　日
借入（割引）金額	金　　円　（根保証の場合は極度額）
現在残高	金　　円　（根保証の場合は極度額）

◆（協会使用欄）◆

顧客番号	

保証番号	

検印	係

＿＿＿＿年　　月　　日付貴協会と委託者との間に締結された信用保証委託契約（以下「原契約」という。）上の連帯保証人の加入ならびに脱退に関し、委託者ならびに連帯保証人は貴協会と次のとおり契約を締結いたします。

第１条　委託者ならびに連帯保証人は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が今般原契約上の保証人の地位から脱退し、保証の責から免れることを異議なく承諾します。

第２条　連帯保証人は、引き続き委託者が貴協会に対し負担する債務の全額について、委託者と連帯して履行の責を負います。

第３条　新連帯保証人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は原契約上の保証人として新たに加入し、原契約に基づき委託者が貴協会に対し負担する債務の全額について、原契約遵守のうえ、委託者と連帯して履行の責を負います。

第４条　委託者ならびに連帯保証人は、前条の新連帯保証人の加入について、異議なく承諾します。

第５条　委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２．委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

３．委託者または保証人が、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、貴協会は代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。

第６条　保証人が本契約に基づく保証債務の整理について 2013 年 12 月 5 日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、貴協会がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める旨貴協会から申し受けたことを、委託者および保証人は確認します。

第７条　委託者及び保証人は、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）の一部改正に伴い、原契約の規定にかかわらず、原契約第 16 条第 5 号を以下のとおり読み替えることに同意いたします。なお、本項は、一部改正された同施行令の施行期日である平成 26 年 3 月 1 日以降の原契約成立分より適用されるものであることを確認いたします。

中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3、第 1 条の 4 および第 1 条の 5 に掲げる金融機関等

第８条　この契約に別段の定めがあるもののほかは、すべて原契約の各条項が適用されるものとします。